

**福島第1原子力発電所災害に伴う
農産物の出荷制限等に係る緊急要望**

平成23年3月24日

全 国 町 村 会

3月21日、政府より、暫定基準値を超える放射性物質が検出されたほうれんそう、かき菜及び原乳の出荷制限が4県に対し指示され、多くの国民に不安が広がっている中、23日に至り、再び政府より、対象となる野菜を大幅に拡大する旨の指示がなされるとともに、厚生労働省からは4県に近隣する6県に対し農畜産物等の放射性物質の検査が求められた。

今回の政府の指示は、大震災を被った地域の被災者だけでなく、被災者の支援に取り組んでいる全国の町村並びに多くの国民に暗い影を落とし、不安心理を一層強めるものであり、当該地域の基幹産業である農業に計り知れない影響が及ぼすものと憂慮する。

よって、国は、福島第1原子力発電所からの放射性物質の放出停止に全力を挙げるとともに、農業者及び地域住民を覆っている不安心を払拭するため、下記事項を早急に実現するよう強く要請する。

記

- 1 出荷制限された農畜産物に係る損害額については、農業者の営農実態や経営・生活再建を踏まえて迅速にその全額を補償することはもとより、風評被害により出荷できなかった農畜産物並びに関連する加工・流通業に従事する者に係る損害額についても全額を補償することを、政府の責任において明示すること。
- 2 損害額の算定に当たっては、収穫前後の農作物に係るものだけでなく、今後、放射性物質のため作付けが困難になった場合の逸失額や、放射性物質が検出された農地や農業機械・施設を現状に復元するために要する経費等に至るまで、農業者に及ぶ不利益を全てカバーすること。

3 出荷が制限される地域や農作物の拡大に伴い、消費者に対し安全な農作物を供給することが困難になると不安視されているため、該当農作物の増産を図るとともに、消費者が安心して購入できる表示等を講ずることにより、安定供給に万全を期すこと。

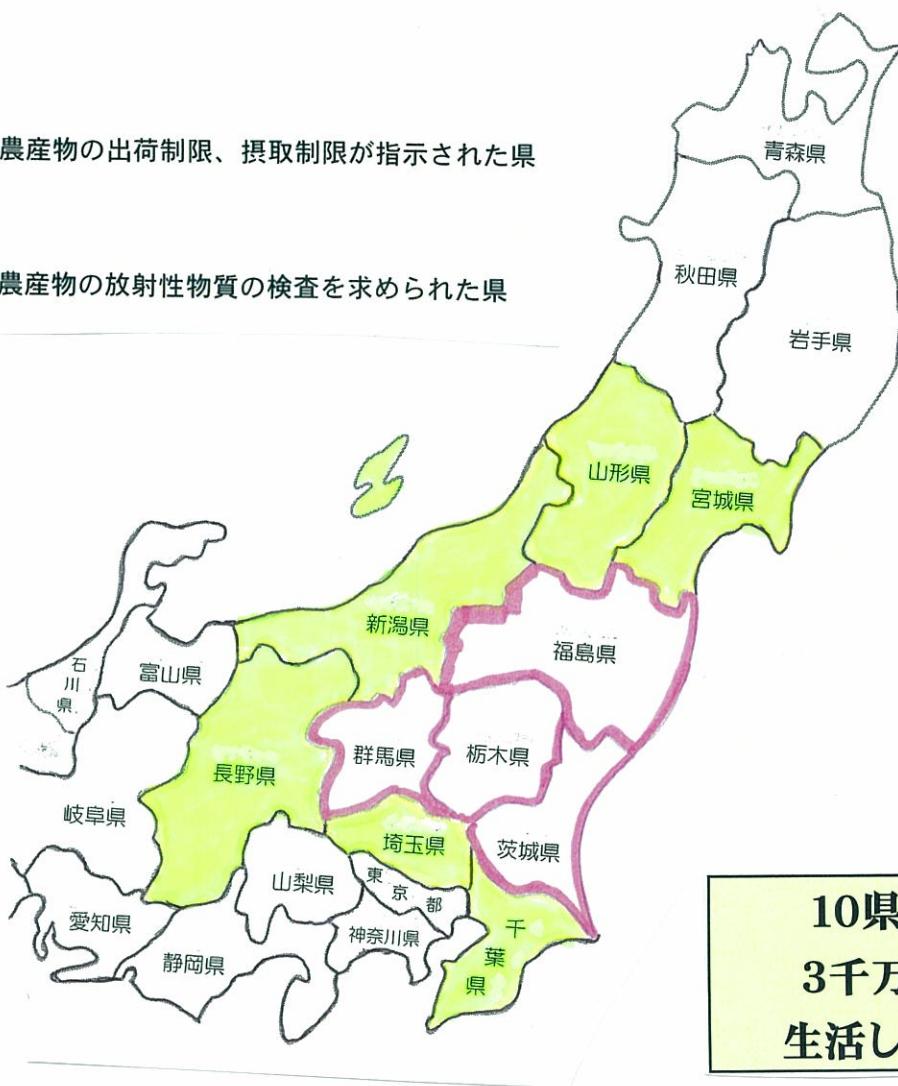
4 出荷制限に係る政府の説明及び対応は、極めて分かりにくく、却って国民の不安を助長しているため、納得できる説明資料を早急に作成し、町村に配布するとともに、説明会も同時に開催すること。



農産物の出荷制限、摂取制限が指示された県



農産物の放射性物質の検査を求められた県



10県では
3千万人が
生活している

農産物の出荷制限、摂取制限対象品目

平成23年3月24日現在

都道府県	対象品目
福島県	<p>非結球性葉菜類 (40)</p> <p>ホウレンソウ、こまつな、あぶらな、ちじれ菜、紅菜苔、くきたちな カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チングンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、カキナ、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール 等</p> <p>結球性葉菜類 (4)</p> <p>キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等</p> <p>アブラナ科の花蕾類 (3)</p> <p>プロッコリー、カリフラワー、茎プロッコリー 等</p> <p>カブ (摂取制限は対象外) (3)</p> <p>(こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等)</p> <p>原乳</p>
茨城県	ホウレンソウ、カキナ、原乳、パセリ
栃木県	ホウレンソウ、カキナ
群馬県	ホウレンソウ、カキナ